

# 武蔵村山市自殺対策計画

## 行動マニュアル

(令和3年度～令和8年度)

令和4年1月

武蔵村山市

# 目 次

1	自殺対策計画行動マニュアル策定に当たって	
(1)	行動マニュアル策定の背景	1
(2)	行動マニュアルの基本理念	1
(3)	行動マニュアルの位置付け	2
(4)	行動マニュアルの期間	2
(5)	行動マニュアルの数値目標	3
2	本市の自殺の現状と課題	
(1)	統計データから見る本市の現状	4
(2)	市民意識調査結果から見る本市の現状	9
3	自殺対策における取組	
(1)	自殺対策の基本方針	11
(2)	施策の体系	13
(3)	行動マニュアルの基本施策	14
(4)	行動マニュアルの重点施策	19
(5)	活動指標における取組指標	25
(6)	生きる支援関連施策	26
4	自殺対策の推進体制等	
(1)	推進体制	36
(2)	行動マニュアルの進行管理	36

# 1 自殺対策計画行動マニュアル策定に当たって

## (1) 行動マニュアル策定の背景

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で解決策として自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで至る過程とみることができます。つまり自殺に追い込まれるという危機は「だれにでも起こり得る危機」です。

我が国の年間自殺者数は、平成10年以降3万人を超え、その後も高い水準で推移していました。このような状況を受け、平成18年10月に自殺対策基本法が施行され、それまで「個人の問題」と認識されがちだった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向に転じるなど、着実に成果を上げてきました。

しかし、自殺死亡率は主要先進7か国（カナダ・フランス・ドイツ・イタリア・英国・米国・日本）の中で最も高くなっており、年間自殺者数は、依然として2万人を超えています。

こうした中、平成28年4月には自殺対策基本法が改正され、全ての都道府県及び市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

本市では令和2年度に「武蔵村山市自殺対策計画（以下「自殺対策計画という。」）」を策定しましたが、各関係部署との連携・協力の強化を図り、総合的・効果的な自殺対策をより具体的に進めていくことを目的に、武蔵村山市自殺対策計画行動マニュアル（以下「行動マニュアル」という）を策定します。

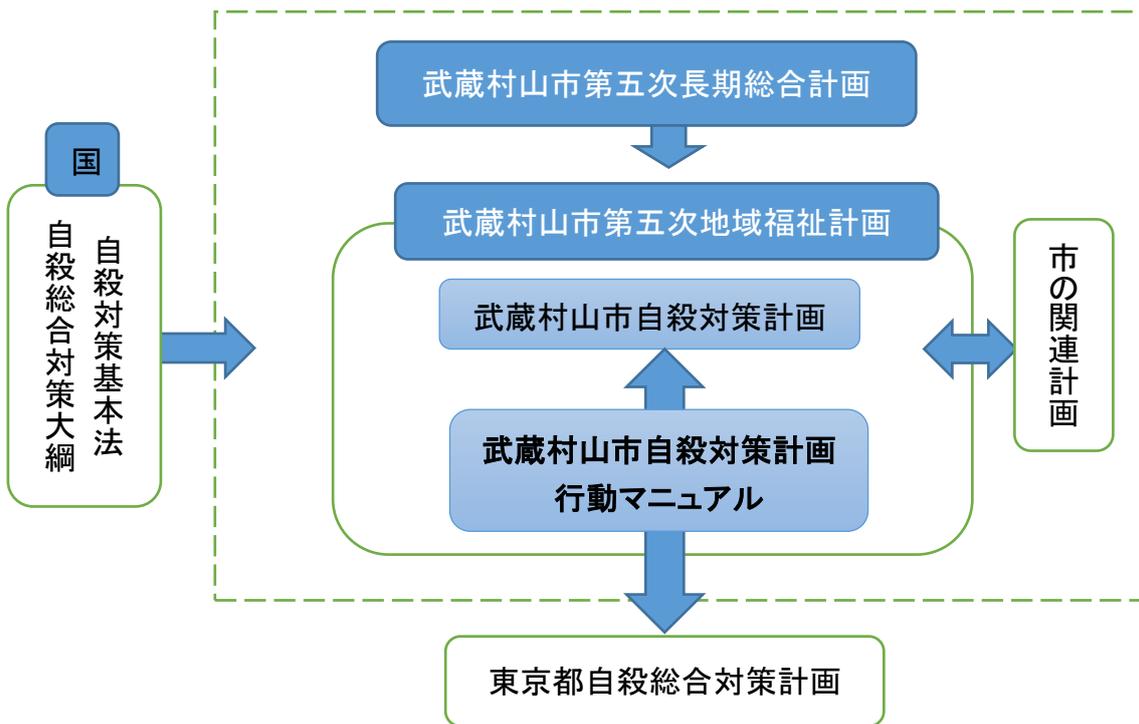
## (2) 行動マニュアルの基本理念

自殺対策計画と同様に『だれも自殺に追い込まれることのない社会の実現』を基本理念とし、本市のこれからの自殺対策を推進します。

### (3) 行動マニュアルの位置付け

行動マニュアルは、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」を補完するものであり、国の定める「自殺総合対策大綱」、平成30年6月に策定された「東京都自殺総合対策計画」及び本市の実情を勘案して策定するものです。

また、市の上位計画である「武蔵村山市第五次長期総合計画」のもと、地域福祉を総合的に推進する「武蔵村山市第五次地域福祉計画」に位置付けた「武蔵村山市自殺対策計画」は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」として、総合的な自殺対策を推進することとしています。この自殺対策計画に定められている取組内容をより具体的にするため、各課で実施している既存施策、新たに実施する施策等について定めた「行動マニュアル」を策定し、対策を進めます。



### (4) 行動マニュアルの期間

行動マニュアルの期間は、自殺対策計画と同様に令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

### (5) 行動マニュアルの数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、『だれも自殺に追い込まれることのない社会の実現』です。国は、平成29年7月に閣議決定した自殺総合対策大綱において、令和8年までに、自殺死亡者を平成27年と比べて30%以上削減させることを、政府が進める自殺対策の目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえつつ、本市では当面の数値目標として平成27年の年間自殺死亡率\*について、令和8年までにおおむね30%以上の削減を目指します。

#### ●本市における平成27年と比較した場合の自殺者数の減少割合

	平成27年	令和元年	令和8年
減少割合	基準	27.8%	30%以上
自殺者数	18人	13人(△5人)	12人以下(△6人)

\*自殺死亡率とは

人口10万人当たりの自殺死亡者数です。

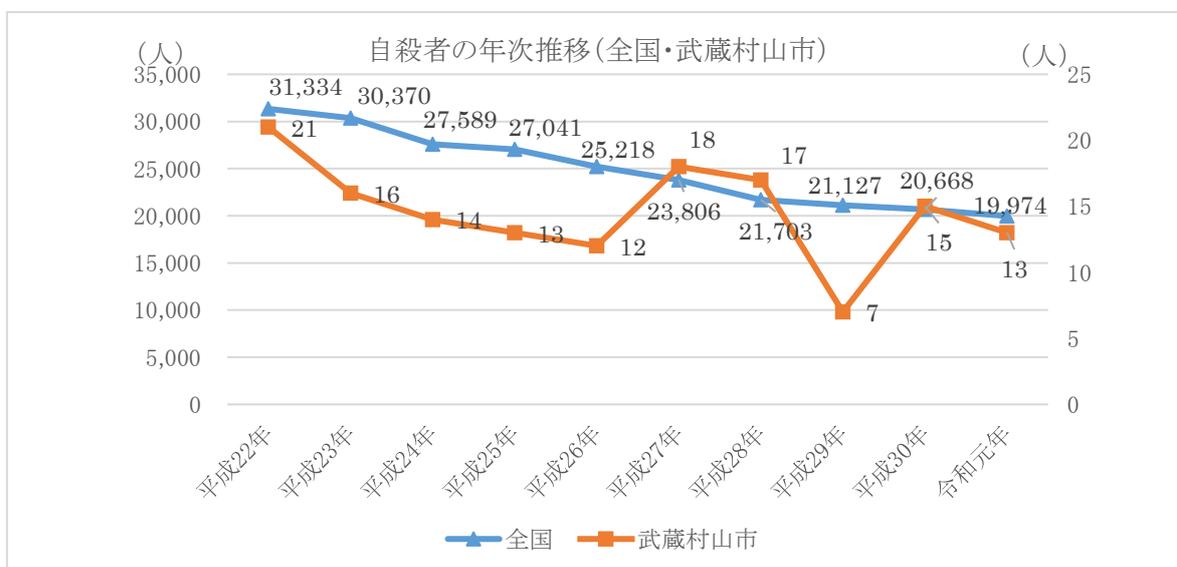
自殺死亡率 = (自殺者数 ÷ 人口 × 100,000人)

## 2 本市の自殺の現状と課題

### (1) 統計データから見る本市の現状

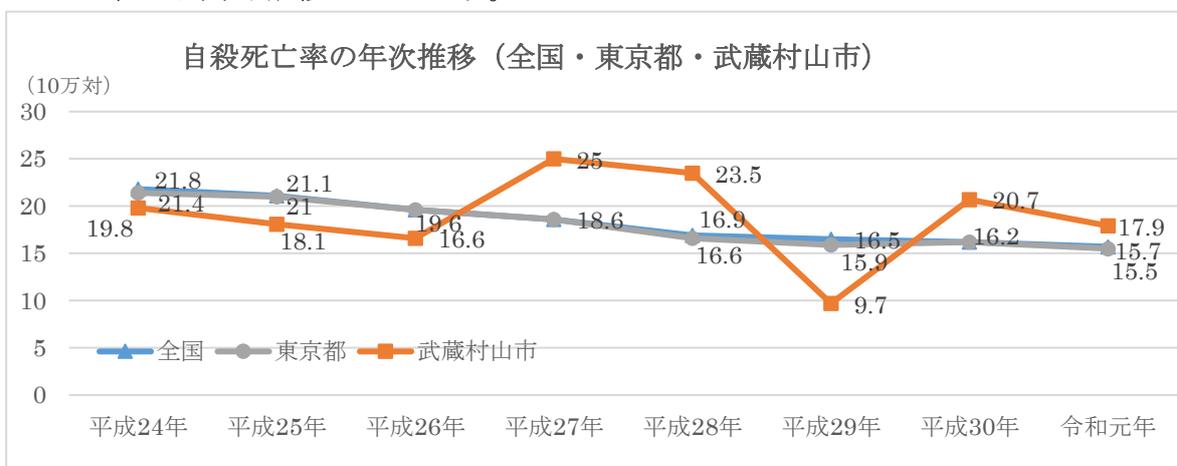
#### ① 自殺者数・自殺死亡率の年次推移

全国における自殺者数は、この10年間にわたり減少しています。本市の自殺者数は、増減しながらもおおむね減少傾向にあります。



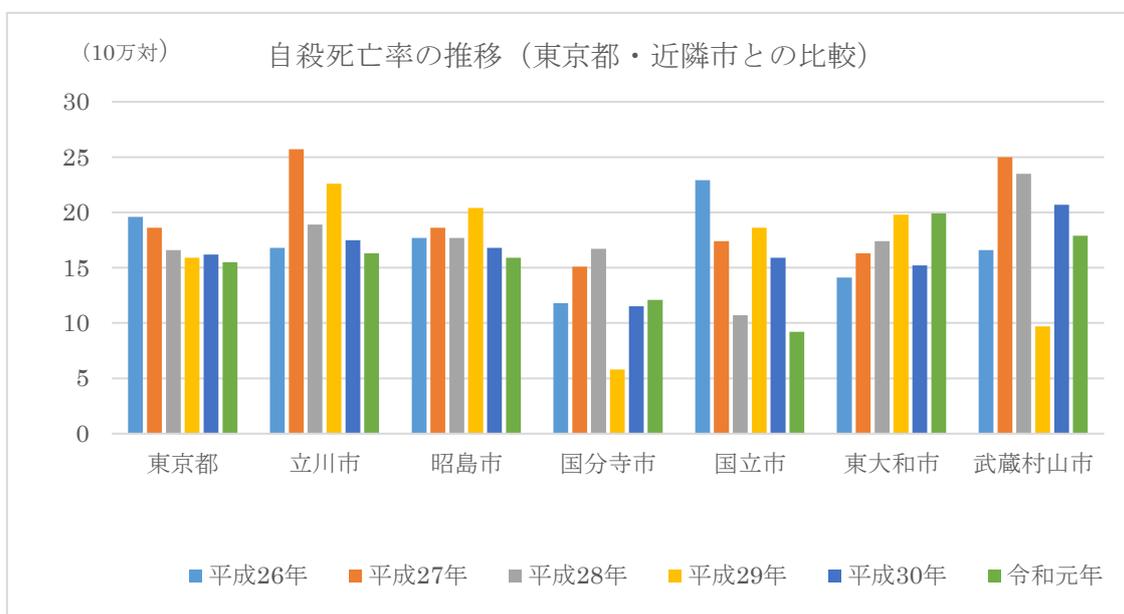
出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

本市の人口10万人当たりの自殺死亡率は、全国と比較して平成27年から高く推移しています。



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

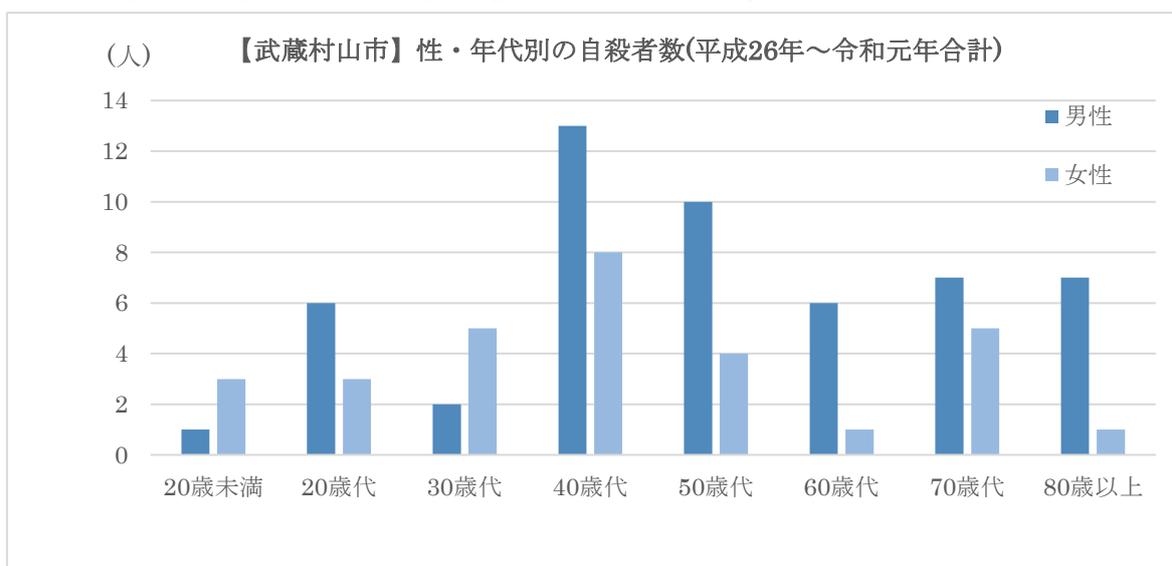
本市の自殺死亡率は、東京都や多摩立川保健所管内6市で比べると、やや高く推移しています。



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

## ② 性・年代別の自殺者数

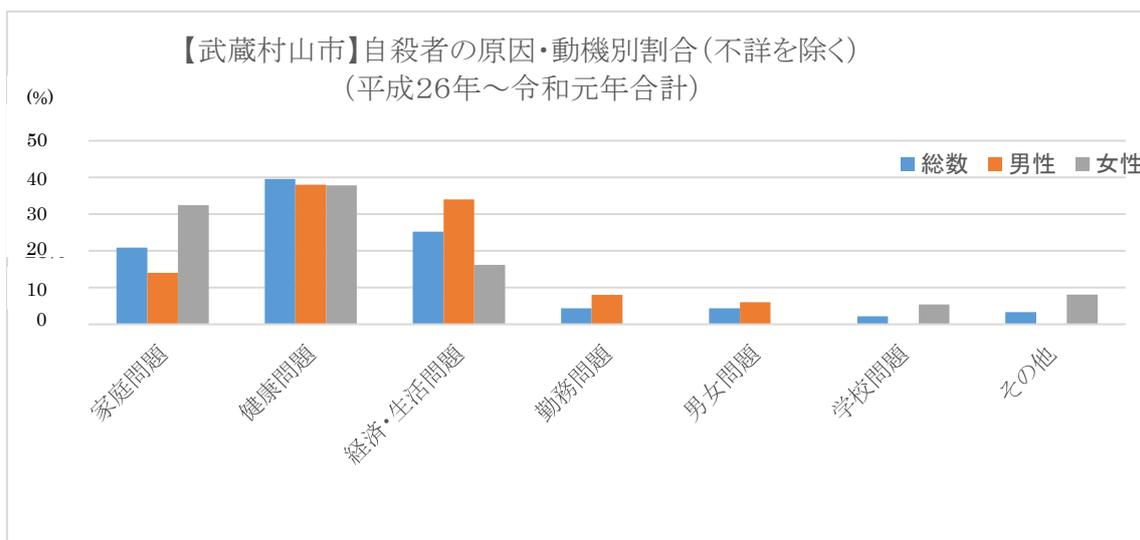
男性は40歳代の自殺者数が最も多く、次いで50歳代の自殺者数が多くなっています。女性は40歳代の自殺者数が最も多く、次いで30歳代、70歳代の自殺者数が多くなっています。



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

### ③ 自殺の原因・動機の割合

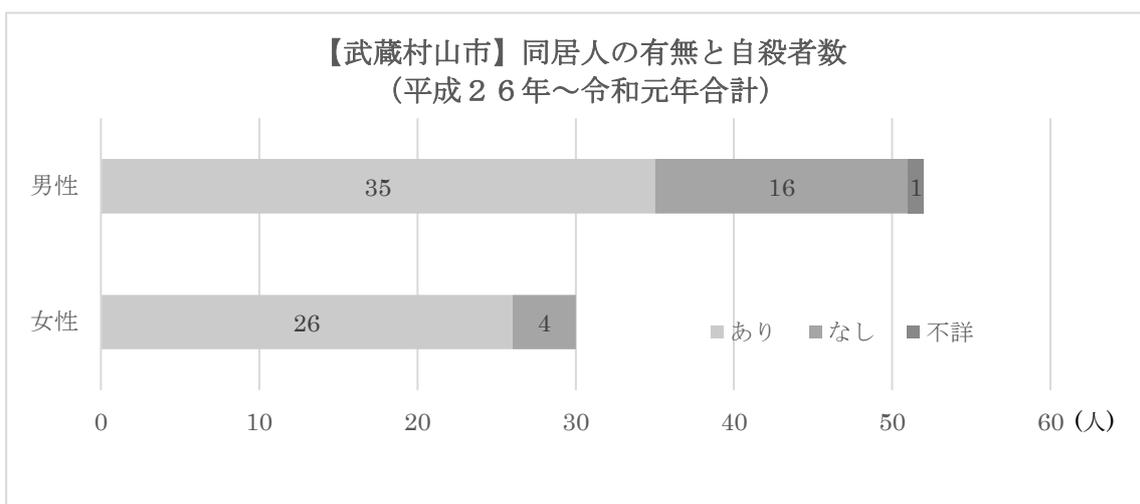
自殺者の原因・動機を見ると、総数の40%弱の方が「健康問題」となっています。男性では①「健康問題」、②「経済・生活問題」、③「家庭問題」の順に高く、女性では、①「健康問題」、②「家庭問題」、③「経済・生活問題」の順に高くなっています。



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

### ④ 同居人の有無と自殺者数

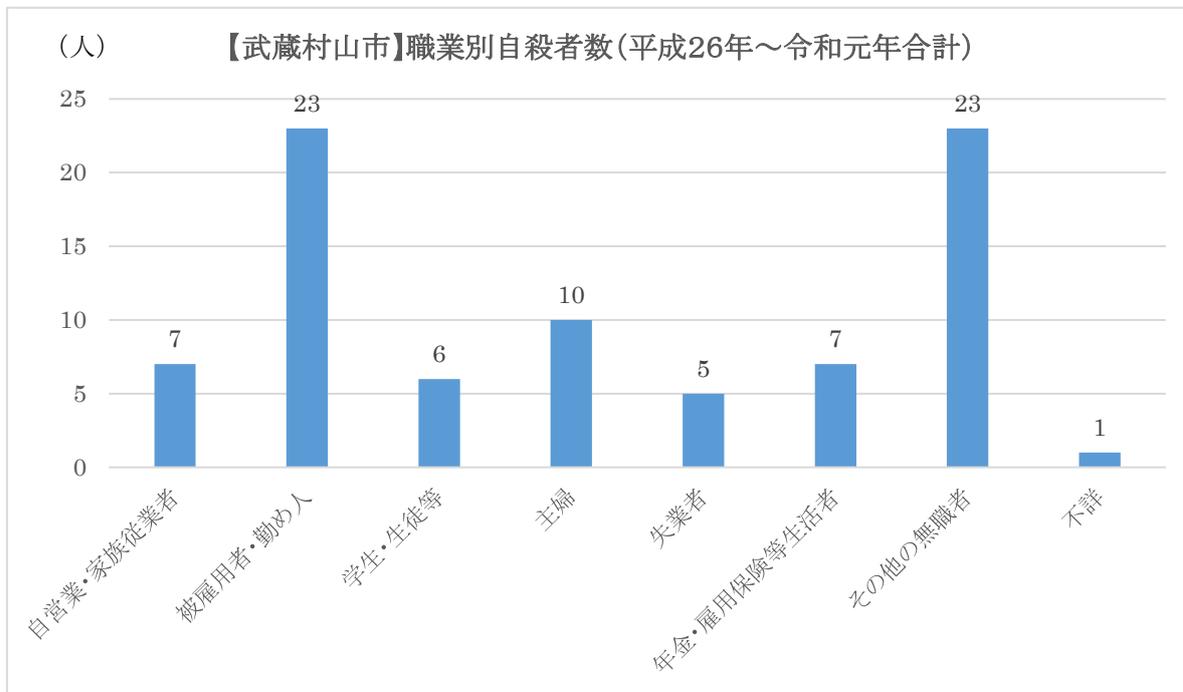
同居人の有無と自殺者数をみると、「あり」が61人、「なし」が20人、「不詳」が1人となっています。男女別でみると、「あり」は男性35人、女性26人、「なし」は男性16人、女性4人となっています。



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

### ⑤ 職業別の自殺者数

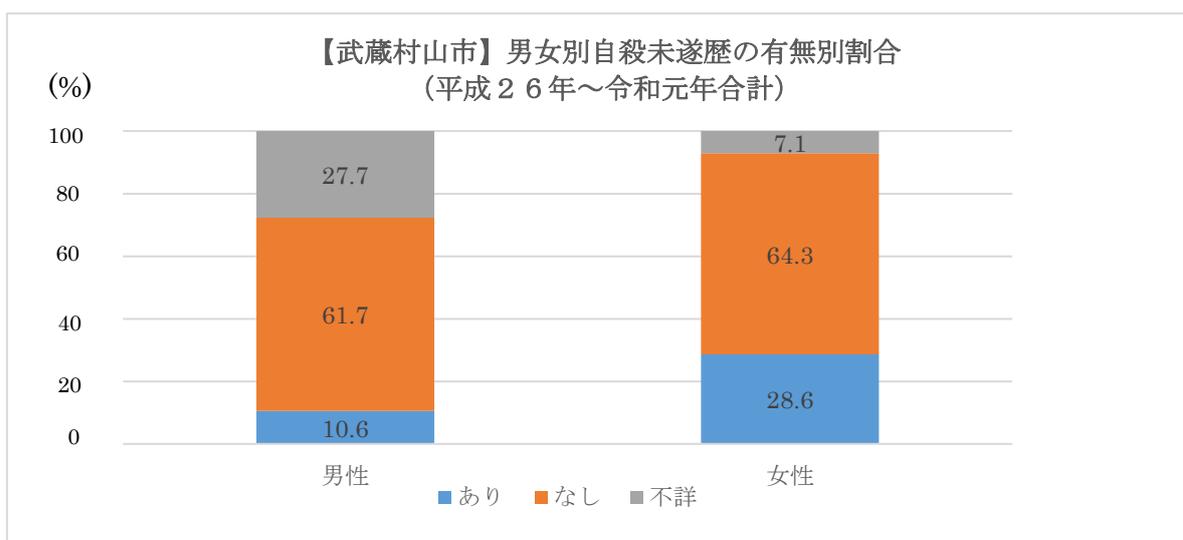
職業別の自殺者数をみると、「被雇用者・勤め人」「その他の無職者」が23人と最も多く、次に「主婦」で10人となっています。



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

### ⑥ 男女別自殺未遂歴の割合

自殺者のうち男性は10.6%に、女性は28.6%に自殺未遂歴があります。



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

## ⑦ 本市の自殺の特徴

本市（住居地）の平成26年から平成30年の自殺者数は合計70人（男性46人、女性24人）でした（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）より集計）。

下記の表は自殺総合対策推進センターの分析による、平成26年から平成30年の5年間ににおける本市の自殺者の特徴です。区分の1位は、60歳以上の無職の男性となっており、背景にある主な自殺の危機経路\*として代表的なものは、失業（退職）による生活苦、介護の悩みや疲れ、身体疾患が重なり自殺に至るケースです。また、男女ともに40～59歳の割合も高くなっています。

地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、平成26年～30年合計））

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率** (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性60歳以上無職同居	10人	14.5%	41.8	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位:男性40～59歳無職独居	8人	11.6%	664.7	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
3位:女性40～59歳無職同居	6人	8.7%	23.7	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
4位:男性40～59歳有職同居	6人	8.7%	15.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
5位:男性60歳以上有職同居	5人	7.2%	28.0	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺／②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

\*「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）に基づき、あくまでも、該当する性・年代等の特性に応じ、全国的に見て代表的と考えられる「自殺の危機経路」を示すものであり、提示された経路が唯一のものではない。

\*\*自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者数を表す（自殺者数÷人口×100,000人）。人口は、平成27年国勢調査をもとに自殺総合対策推進センターにて推計したもの。

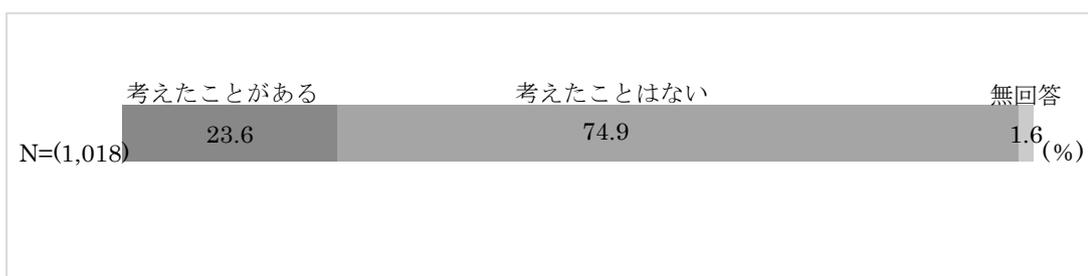
出典：地域自殺実態プロファイル（2019）

## (2) 市民意識調査結果から見る本市の現状

市民のこころの健康やストレスとその解決方法、自殺への意識について等を実態調査するため、令和元年度に無作為抽出した18歳以上の市民3,000人にアンケート調査を実施しました。1,018人から回答があり、回収率は33.9%でした。

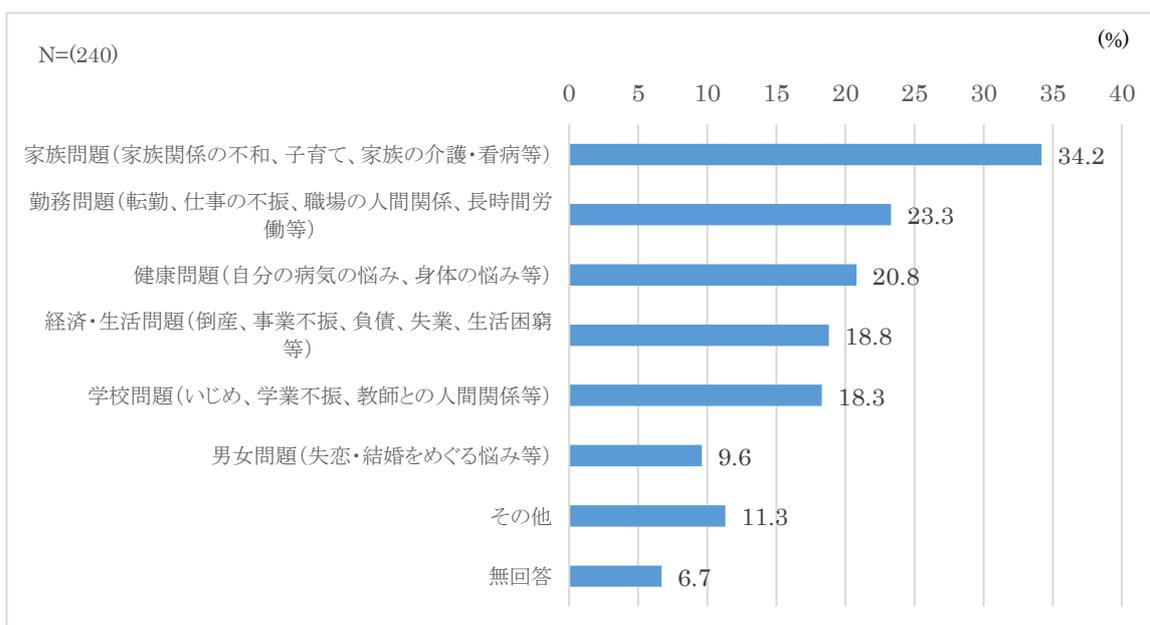
### ① 自殺、又はそれに近いことを考えたことの有無

自殺、又はそれに近いことを考えたことの有無について聞いたところ、「考えたことはない」が74.9%を占めていました。一方、「考えたことがある」は23.6%となっています。



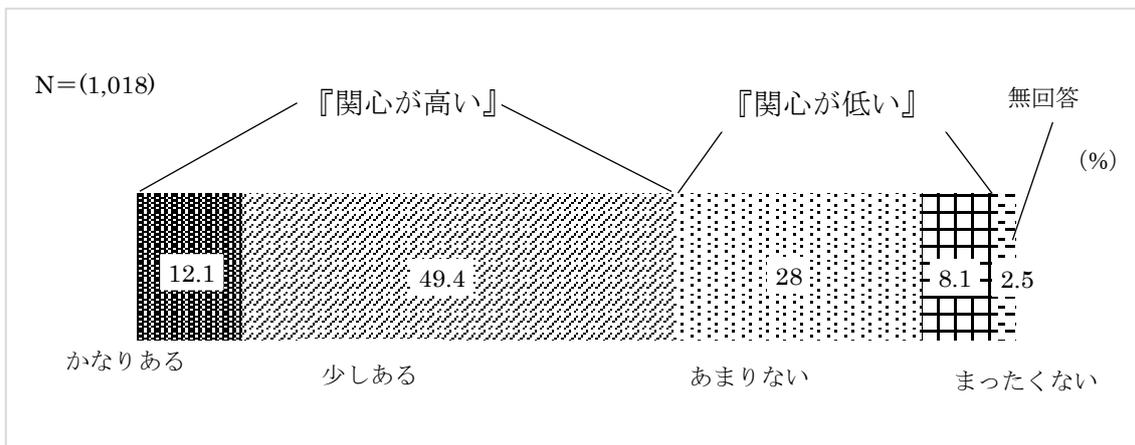
### ② 自殺、又はそれに近いことを考えた要因

自殺、又はそれに近いことを考えた要因について聞いたところ、「家族問題」(34.2%)が最も高くなっております。以下、「勤務問題」(23.3%)、「健康問題」(20.8%)、「経済・生活問題」(18.8%)となっています。



### ③ 自殺を扱った報道への関心

自殺を扱った報道への関心について聞いたところ、「少しある」(49.4%)が最も高く、「かなりある」(12.1%)と合わせた『関心が高い』は61.5%を占めていました。一方、「あまりない」(28.0%)と「まったくない」(8.1%)を合わせた『関心が低い』は36.1%となっています。



### 3 自殺対策における取組

#### (1) 自殺対策の基本方針

国の自殺総合対策大綱には、自殺総合対策の基本方針が示されています。本市でも、その考え方に沿って、以下5点を自殺対策の基本方針として位置付け、取組を推進していきます。

##### ① 生きるための包括的な支援として推進

自殺のリスクが高まるのは、個人においても社会においても「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、「生きることの阻害要因（自殺リスク要因）」が上回ったときとされています。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

そのため、地域において「生きる支援」に関するあらゆる取組を総動員して、「生きるための包括的な支援」として推進します。

##### 生きることの促進要因と阻害要因

促 進 要 因	阻 害 要 因
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 将来の夢</li><li>・ 家族や友人との信頼関係</li><li>・ やりがいのある仕事や趣味</li><li>・ 経済的な安定</li><li>・ ライフスキル（問題対処能力）</li><li>・ 信仰</li><li>・ 社会や地域に対する信頼感</li><li>・ 楽しかった過去の思い出</li><li>・ 自己肯定感など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 将来への不安や絶望</li><li>・ 失業や不安定雇用</li><li>・ 過重労働</li><li>・ 借金や貧困</li><li>・ 家族や周囲からの虐待、いじめ</li><li>・ 病気、介護疲れ</li><li>・ 社会や地域に対する不信感</li><li>・ 孤独</li><li>・ 役割喪失感 など</li></ul>

##### ②関連施策との有機的な連携の強化

自殺に追い込まれようとしている人が、安心して生きるためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策や、人々の組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、ひきこもり、病気や介護疲

れ等、関連分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援に当たる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い福祉等に関する各種施策と一体的に取り組み、効果的かつ効率的に施策を展開していくことが必要です。

### **③ 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動**

自殺対策には時系列的な対応の段階として、3つの段階があり、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において効果的な施策を講じる必要があります。

更に、これらの段階に応じて、自殺対策の3つのレベル（①対人支援、②地域連携、③社会制度）の有機的連携（密接な関係）による総合的な自殺対策の推進を目指します。

### **④ 実践と啓発を両輪とした推進**

自殺に追い込まれるという危機は「だれにでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景等は十分に理解されていないのが実情です。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には、だれかに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインにいち早く気づき、精神科医等の専門機関につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等の取組が必要です。

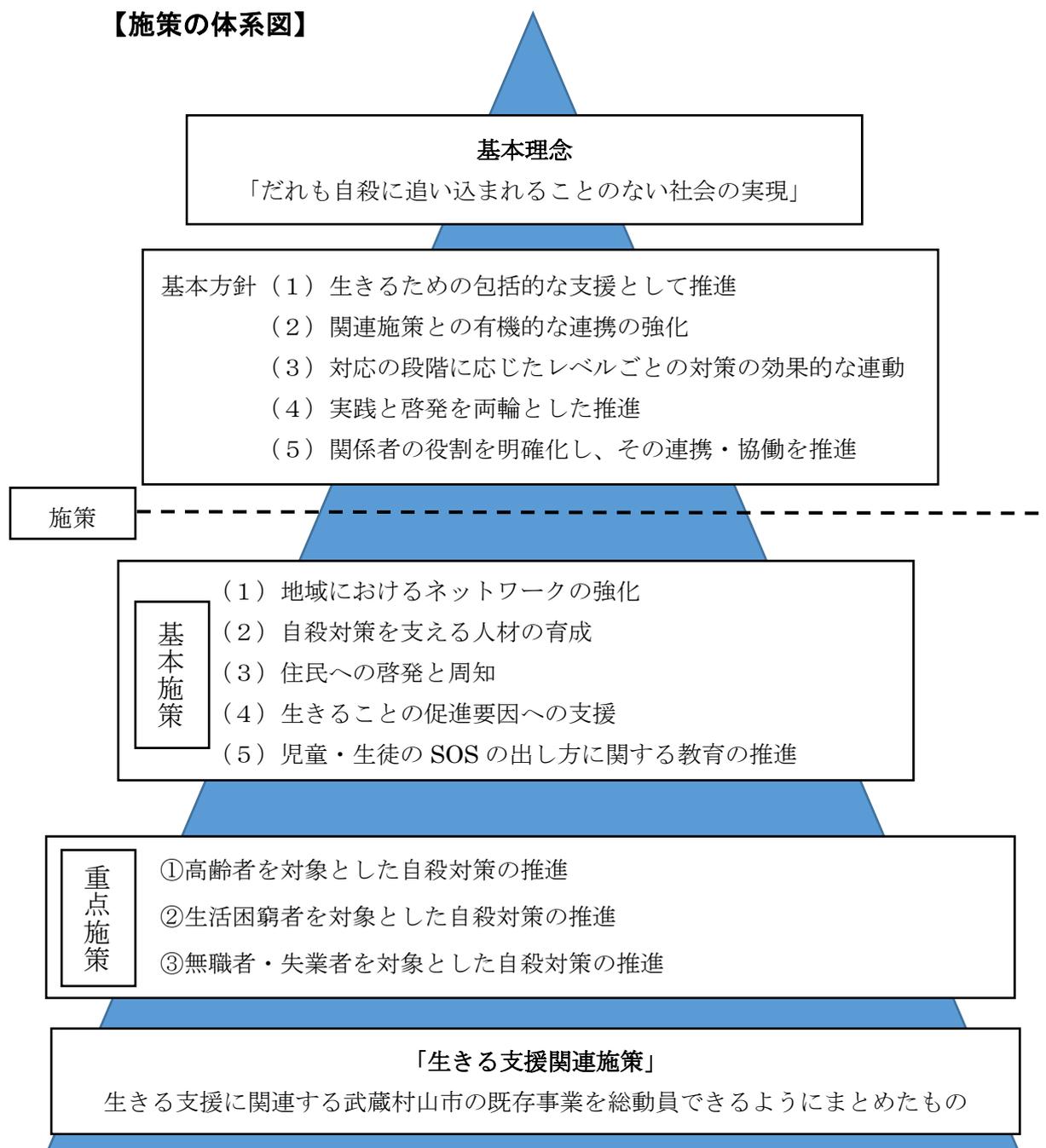
### **⑤ 関係者の役割を明確化し、その連携・協働を推進**

自殺対策を通じて「だれも自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本市だけでなく、国、東京都、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働し、自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化・共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

## (2) 施策の体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において全ての市町村が共通して取り組むべきとされている「5つの基本施策」と、本市の自殺の実態分析から優先的な課題として取り組む「3つの重点施策」、さらに、既存の事業を最大限活用するという観点でまとめた「生きる支援関連施策」という大きく3つの施策群で構成します。

### 【施策の体系図】



### **(3) 行動マニュアルの基本施策**

本市において自殺対策を推進していく上で欠かすことのできない基盤的な取組です。これらの施策を連動させて総合的に推進し、自殺対策の基盤を強化していきます。

#### **基本施策1 地域におけるネットワークの強化**

「だれも自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して、自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みの構築を目指します。

##### **ア 自殺対策推進協議会（仮称）の開催**

自殺対策推進協議会（仮称）を開催し、庁内外の関係機関と自殺対策に関する共通認識を持ち、連携・協力を行うためのネットワークを構築します。

#### **基本施策2 自殺対策を支える人材の育成**

自殺対策には、それを担い支える人材がいて初めて機能します。そのため、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上で、基礎となる重要な取組です。

##### **ア ゲートキーパーの養成講座**

関係職種向けゲートキーパー養成講座の開催により、今後も自殺対策を支える人材の育成を行います。

##### **イ こころの健康教育**

直接自殺をテーマにしたものに限らず、専門医等によるメンタルヘルスに関する講座を実施します。市民一人一人に精神面の不調についての気づきのポイントを理解してもらい、こころの健康づくりや病気の早期発見・治療に結び付くような講座を実施します。

##### **ウ 出前講座**

保健師等が心身の健康に関連した講座を行うため、出前講座を実施します。

### **基本施策 3 住民への啓発と周知**

自殺に追い込まれるという危機は「だれにでも起こり得る危機」として、社会全体の共通認識となるよう、積極的な普及・啓発活動を行います。また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合にはだれかに援助を求めることが適当であるという理解を促進することを通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていく機運を地域全体で醸成します。

#### **ア リーフレット等の啓発グッズの作成と配布**

##### **① 相談窓口等をまとめたリーフレットや啓発グッズの作成**

各種相談機関や相談窓口をまとめたリーフレットを作成します。また、悩みを抱えた人が手に取りやすいように、リーフレットやパンフレットだけでなくカードやポケットティッシュなどの工夫をこらした情報グッズも作成します。

##### **② 情報グッズの配布**

市で作成したカードや情報グッズだけでなく、東京都や関連団体が作成したチラシやパンフレットを積極的に配布します。市税や保険料等の支払い、子育てに関する制度の利用等、各種手続きや相談のための窓口を訪れた市民に対し、情報グッズを配布することで支援機関等の情報周知を図ります。

#### **イ 自殺防止キャンペーンにおける啓発**

国の自殺予防週間（9月10日～16日）と国と東京都の自殺対策強化月間（9月と3月）にあわせて、パネル展示や情報グッズの配布等のキャンペーンを行います。

##### **① 市報・ホームページをはじめとしたメディア媒体を活用した周知**

市報「むさしむらやま」での周知をはじめ、ホームページやツイッターなどの SNS を通じた情報発信など各種メディア媒体を活用した啓発活動を行います。

##### **② 図書館と連携した情報発信**

自殺対策強化月間中は、多くの方が訪れる場所でパネル展示などを開催します。図書館には関連した書籍を集めたテーマ本のコーナー開

設を行います。

#### **ウ 市報・ホームページによる周知**

こころの悩みについて気軽に相談してよいこと、自分で相談支援先の選択及び利用が可能となるよう、充実した情報提供を図ります。

### **基本施策4 生きることの促進要因への支援**

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行う必要があります。だれもが安心して地域生活を送れるよう、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援等に関する対策を推進します。

#### **ア 居場所づくり活動**

お互いさまサロン、地域活動支援センター事業、子どもカフェ、障害者デイサービス事業、児童館事業、放課後子供教室などの事業を実施し、孤立を防ぐための居場所づくりを支援します。

#### **イ 相談事業**

市民相談、消費生活相談、子ども家庭支援センターや親子ひろばでの相談、障害者等に対する総合・専門相談、こころの保健室など市で実施している各種相談事業において、課題や悩みがあり自殺のリスクを抱える人への相談支援を行います。

#### **ウ 自殺未遂者への支援**

自殺未遂者は自殺対策においては重要なハイリスク群であり、自殺未遂者の再企図防止は自殺者を減少させるための優先課題の一つです。事例に直接関わる機関同士が情報共有し継続的な支援を行うために、庁内及び関係機関との連携体制が強化されることを目指します。

#### **エ 遺された人への支援**

各相談先の情報や相談会の開催等の関連情報を、ホームページや市報に掲載することで、遺族への情報周知を進めます。また、死亡届提出時や警察署等、様々な場面において遺族等が必要な情報や相談先を知ることができるよう、関連リーフレットの配布方法を工夫します。

## **基本施策 5 児童・生徒の SOS の出し方に関する教育の推進**

### **ア 年 1 回長期休暇前における SOS の出し方に関する教育の実施**

児童・生徒が社会において、今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身に付けることができるよう、全公立小中学校で SOS の出し方に関する教育を継続して実施していきます。

### **イ 学校における相談体制の充実**

いじめ等の様々な悩みや問題を抱えた児童・生徒の健全な発育を支援するため、担任等を中心として組織的な対応を図ります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、支援の充実を図ります。

(3) - 2 基本施策の事業一覧

具体的な取組	所 管 課	実施状況
<b>【基本施策 1】 地域におけるネットワークの強化</b>		
ア 自殺対策推進協議会（仮称）の開催	健康推進課	未開催
<b>【基本施策 2】 自殺対策を支える人材の育成</b>		
ア ゲートキーパーの養成講座	健康推進課	継続
イ こころの健康教育	健康推進課	継続
ウ 出前講座	健康推進課	継続
<b>【基本施策 3】 住民への啓発と周知</b>		
ア リーフレット等の啓発グッズの作成と配布	健康推進課	継続
イ 自殺防止キャンペーンにおける啓発	健康推進課	継続
ウ 市報・ホームページによる周知	健康推進課	継続
<b>【基本施策 4】 生きることの促進要因への支援</b>		
ア 居場所づくり活動	高齢福祉課 障害福祉課 子ども子育て支援課 子ども青少年課 文化振興課	継続
イ 相談事業	健康福祉部全課 子ども子育て支援課 協働推進課 教育指導課	継続
ウ 自殺未遂者への支援	健康推進課	継続
エ 遺された人への支援	健康推進課	継続
<b>【基本施策 5】 児童・生徒の SOS の出し方に関する教育</b>		
ア SOS の出し方に関する教育の実施	教育指導課	継続
イ 学校における相談体制の充実	教育指導課	継続

#### **(4) 行動マニュアルの重点施策**

平成26年から令和元年の間の本市における自殺者の原因・動機の割合では、「健康問題」が40%、「経済・生活問題」が25%となっています。また、職業別の自殺者数を見ると「無職者」が最も多くなっています。

「武蔵村山市 自殺実態プロファイル(自殺総合対策推進センター作成)」においても「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」に関わる自殺に対する取組が課題とされているため、これらを本市における重点施策に位置付けます。

#### **重点施策1 高齢者を対象とした自殺対策の推進**

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者とその家族が公的な支援につながらないまま親と子どもが高齢化してしまう、いわゆる「8050問題」等、高齢者本人だけでなく家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあります。

これらのことを踏まえ、高齢者本人を対象にした取組のみならず、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて自殺対策の啓発を強化していきます。また、地域住民同士が支え合いながら自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる安定的な地域共生社会の実現等の施策と連動した事業展開を図ることで、自殺対策を推進していきます。

#### **ア 高齢者とその家族・介護者に対する相談支援**

##### **① 地域包括支援センター事業**

地域包括支援センターが地域における総合相談窓口として、高齢者とその家族・介護者に対して相談支援を行います。関係機関と連携することにより、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図ります。また、家族・介護者に対して具体的な助言を行い、その心理的負担を軽減します。

##### **② 生活支援体制整備事業**

高齢者世帯の社会的孤立を防ぐとともに、地域における生活支援の担い手となることで、住民の生きがい創出にもつながる地域の支え合い活動を推進します。地域包括支援センターに配置した生活支援コー

ディネーターが、高齢者と地域の社会資源を結び付けます。

## イ 支援者の気づきを高める取組

### ① 高齢者や介護者に関わる支援者向け研修の実施

高齢者や介護者に関わる支援者のゲートキーパー養成講座受講を推奨します。

### ② 地域ケア会議の開催

行政、医療機関、保健所、サービス提供機関等による保健・医療・福祉のネットワークづくりを進めていきます。

## ウ 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくり

### ① 住民主体の「お互いさまサロン」の設置

心身の活性化を目的に、住民が主体的にグループを立ち上げ、居場所作りや簡単に効果的な介護予防を行う「お互いさまサロン」の設置を支援します。

### ② 老人クラブ活動の支援

地域の高齢者で組織されている老人クラブの運営費の一部を助成することにより、社会奉仕活動や健康の増進・介護予防を図る活動を行っている老人クラブの活動を支援します。

### ③ 喜び農園

日常生活の中で園芸を行う機会のない高齢者を対象に園芸を目的とした土地の提供を行います。

## エ 家族・介護者に対する支援の推進

### ① 介護者の集いの場や認知症カフェの推進

地域包括支援センターでの介護者の集いの場や地域における認知症カフェの開催等、認知症高齢者や家族に対する支援を推進します。

### ② 認知症に対する正しい知識と対応方法の普及啓発

広く市民を対象にした講演会を開催し、認知症やその予防に関する知識の普及啓発を進め、本人・家族に対する理解、気づき、地域の支え合いを進めます。また、認知症サポーター養成講座を引き続き実施し、サポーターの活動支援による地域での支え合いの体制づくりを進めます。

### ③ 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する知識を普及啓発するため、パンフレットの配布や介護予防教室を実施します。

## **重点施策 2 生活困窮者を対象とした自殺対策の推進**

生活困窮者はその背景として、虐待、依存症、介護や失業等の多様かつ広範な問題を抱えており、また、これらの問題を複合的に抱えている場合もあります。様々な背景を抱える生活困窮者には、自殺リスクが高いことを認識し、対象者の背景を踏まえた支援を実施します。あわせて、生活困窮者自立支援制度との連携も進めていきます。

### **ア 生活困窮に陥った人に対する「生きることの包括的な支援」の強化**

#### **① 生活困窮者自立相談支援事業**

生活困窮者を含めた多様な市民の福祉や生活に関する相談に積極的かつ総合的に対応するとともに、就労支援を含む自立に向けた支援を行います。

#### **② 生活困窮者就労準備支援事業**

就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善の計画的かつ一貫した支援を行います。

#### **③ 生活保護扶助事業**

生活保護法による保護の適正な実施を図り、生活保護被保護者の最低限度の生活を保障し、合わせて自立を助長します。

#### **④ 住居確保給付金の支給**

離職等により住居を失った（失うおそれがある）方で、就労意欲のある方に3か月を限度（一定条件により延長可）として住居確保給付金を支給します。

### **イ 支援につながっていない人を早期に支援へつなぐための取組の推進**

#### **① ゲートキーパー養成講座の実施や受講の推奨（生活困窮者の支援に関わる関係機関等を対象）**

生活困窮者に関わる支援者向けにゲートキーパー養成講座を通じて、自殺リスクに気づき必要な場合には、専門機関による支援につなぐなど、包括的な支援に取り組みます。

#### **② 相談窓口や支援体制の充実、周知**

既に滞納や負債等の経済的な困窮が進んでいる場合や生活困窮を理由に悩んでいる人、その家族など身近な人が、早期に相談できるよう窓口の周知を行います。

## ウ 様々な分野の関係機関が連携する基盤の整備

### ① 連絡会や他部署との連携強化

生活に困窮した人ができるだけ早く相談につながり、包括的な支援を受けられることができるよう関係機関での連携を強化します。

## 重点施策3 無職者・失業者を対象とした自殺対策の推進

勤労世代の無職者の自殺率は高いことが知られています。無職者・失業者は就労や経済の問題を抱えているだけでなく、疾病や障害、人間関係の問題等を重層的に抱えている場合があります。そのため、対象者の状況を的確に把握し、就業や労働に関する問題、生活及び経済的な問題等の幅広く深刻な悩みについて、迅速かつ具体的な支援につながるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

## ア 失業等に関する相談支援の充実

### ① 就労支援に関する情報提供

就労を希望する方に就労に関する情報提供及び職業紹介機関の案内を行います。

### ② 生活困窮者自立相談支援事業（再）

生活困窮者を含めた多様な市民の福祉や生活に関する相談に積極的かつ総合的に対応するとともに、就労支援を含む自立に向けた支援を行います。

## イ 医療・保健・福祉の連携の強化

### ① 障害者就労支援センター

障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安定して働き続けられるよう身近な地域において、就労・生活面の支援を一体的に提供します。

## ウ 若者の社会的自立・職業的自立に向けた支援体制の強化

### ① 若者層の無職者への支援

ひきこもり、不登校・中途退学、未就労等の社会生活を営む上で困難を抱える若者やその家族を専門機関等への早期の相談につなげるため、庁内関係課と各種専門的な支援を行う地域関係機関との連携強化を推進します。

(4) —2 重点施策の事業一覧

【重点施策1】高齢者を対象とした自殺対策の推進

具体的な取組	主管課	実施状況
<b>ア 高齢者とその家族・介護者に対する相談支援</b>		
①地域包括支援センター事業	高齢福祉課	継続
②生活支援体制整備事業	高齢福祉課	継続
<b>イ 支援者の気づきを高める取組</b>		
①高齢者や介護者に関わる支援者向け研修の実施	健康推進課 高齢福祉課	継続
②地域ケア会議の開催	高齢福祉課	継続
<b>ウ 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくり</b>		
①住民主体の「お互いさまサロン」の設置	高齢福祉課	継続
②老人クラブ活動の支援	高齢福祉課	継続
③喜び農園	高齢福祉課	継続
<b>エ 家族・介護者に対する支援の推進</b>		
①介護者の集いの場や認知症カフェの推進	高齢福祉課	継続
②認知症に対する正しい知識と対応方法の普及啓発	高齢福祉課	継続
③介護予防普及啓発事業	高齢福祉課	継続

### 【重点施策2】生活困窮者を対象とした自殺対策の推進

具体的な取組	所管課	実施状況
<b>ア 生活困窮に陥った人に対する「生きることの包括的な支援」の強化</b>		
①生活困窮者自立相談支援事業	福祉総務課	継続
②生活困窮者就労準備支援事業	福祉総務課	継続
③生活保護扶助事業	生活福祉課	継続
④住居確保給付金の支給	福祉総務課 生活福祉課	継続
<b>イ 支援につながっていない人を早期に支援へとつなぐための取組の推進</b>		
①ゲートキーパー養成講座の実施や受講の推奨（生活困窮者の支援に関わる関係機関等を対象）	健康推進課 各所管課	継続
②相談窓口や支援体制の充実、周知	健康推進課 各種相談所管課	継続
<b>ウ 様々な分野の関係機関が連携する基盤の整備</b>		
①連絡会や他部署との連携強化	生活福祉課	継続

### 【重点施策3】無職者・失業者を対象とした自殺対策の推進

具体的な取組	所管課	実施状況
<b>ア 失業等に関する相談支援の充実</b>		
①就労支援に関する情報提供	産業観光課 生活福祉課 福祉総務課	継続
②生活困窮者自立相談支援事業（再）	福祉総務課	継続
<b>イ 医療・保健・福祉の連携の強化</b>		
①障害者就労支援センター	障害福祉課	継続
<b>ウ 若者の社会的自立・職業的自立に向けた支援体制の強化</b>		
①若者層の無職者への支援	産業観光課	継続

## (5) 活動指標における取組指標

だれも自殺に追い込まれることのない社会の実現を成果として捉え、成果を測るための指標として「本市における平成27年度と比較した場合の自殺者数の減少割合」を設定します。また、目標達成に向けた活動指標は、以下の8つを設定します。

### 【活動指標】

#### ①基本施策

施策	取組指標	令和元年度現状値	令和8年度目標	所管課
1	自殺対策推進協議会(仮称)の開催	未開催	年2回	健康推進課
2	ゲートキーパーの養成者数	延べ266人	延べ511人	健康推進課
3	強化月間に合わせた展示	1か所	3か所	健康推進課
4	相談先一覧の配布協力機関	新規	3か所	健康推進課
	自死遺族向けリーフレットの配布窓口	1か所	3か所	健康推進課
5	SOS の出し方に関する教育実施校	市立小中学校 全校	市立小中学校 全校	教育指導課
	市立小・中学校に対して相談先に関するリーフレットを配布	0%	100%	健康推進課 教育指導課

#### ②重点施策

施策	取組指標	令和元年度現状値	令和8年度目標	
1	高齢者を対象とした自殺対策の推進	70歳以上の自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺者数)	21.4%	減らす
2	生活困窮者を対象とした自殺対策の推進	経済・生活問題を原因・動機とする自殺死亡率の割合 (人口10万人当たりの自殺者数)	2.8%	減らす
3	無職者・失業者を対象とした自殺対策の推進			

※検証資料は厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」とする。

## (6) 生きる支援関連施策

1 包括的な生きる支援の情報（相談先一覧等）を幅広く届けていく。（10施策）				
No	事務事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	所管課
1	市政情報コーナー運営事業	市政に関する情報等を幅広く提供し、市民サービスの向上と市民参加・協働の市政の推進を図る。	市政情報コーナーに生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配架する。	秘書広報課 健康推進課
2	子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」運営事業	妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を実施し、出産・子育てに関する不安の軽減、妊産婦等の心身の健康の保持増進のため、各種事業を実施。子育て世代が安心して相談できる窓口であることを周知し、ストレスや悩みの軽減・解消を図る。	母子健康手帳交付時や窓口で、生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配布する。	子ども子育て支援課
3	ひとり親家庭ホームヘルパー派遣家事育児サポーター事業	義務教育終了前の児童を扶養しているひとり親家庭の方が、就業、傷病等の理由により、一時的に生活支援や子育て支援が必要な時に家事育児サポーターを派遣する。	家事育児サポーター委託業者に、生きる支援に関する相談先の掲載されたリーフレット等の資料を提供し、担当サポーターが必要と思われる対象者に配布を行う。	
4	子育てひろば事業	乳幼児及びその保護者が交流できる場所を設置し、子育てに関する相談や情報提供、助言を行うことで、保護者の育児不安や孤立感の解消を図る。	子育て相談を受ける中で、相談内容に応じて庁内及び他機関への案内を行う。また、必要に応じて生きる支援に関する相談先が掲載されたリーフレットを配布する。	

No	事務事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	所管課
5	両(母)親学級事業	妊娠中の不安を軽減し、安心して出産できるよう、妊婦とその配偶者・パートナーを対象とした参加型の教室を開催する。	産後うつや育児うつに関する意識啓発を行い、子育てにより心身の負担軽減に努めるとともに、相談方法や相談相手等を周知する。	子ども子育て支援課
6	児童館運営	小学生の居場所づくりとともに、児童館親子ひろば事業等を開催する。	生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配架する。	子ども青少年課
7	福社会館	60歳以上の市民に対して健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。	生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配架する。	福祉総務課
8	図書館管理運営	図書資料の貸出・返却、資料の館内閲覧やインターネットでの情報提供を行う。	自殺対策強化月間に合わせてテーマ本展示や生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配架する。	図書館
9	自殺対策事業	相談先情報を掲載したリーフレットを作成し配布する。	自殺対策の普及啓発を図る。	健康推進課
10	広報活動	市の情報を広報やホームページに掲載し周知を図る。	自殺対策強化月間等に広報、公式ホームページ等に自殺予防の啓発に関する情報を掲載する。	秘書広報課 健康推進課

## 2 気づきのための人材育成(ゲートキーパー研修)を様々な分野で推奨する。(10施策)

No	事務事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	所管課
1	健康教育事業	生活習慣病の予防、健康増進に関する正しい知識の普及を図ることにより健康の保持増進に資することを目的とする。	ゲートキーパー養成講座、市民向けのいのちとこころの講演会を開催する。	健康推進課

No	事務事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	所管課
2	職員研修	職層ごとに必要な知識を習得するため、自己啓発、庁内研修、派遣研修等計画的な研修を実施し、効果的な人材育成を図る。	全職員に対してゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	健康推進課 職員課
3	市税等収納事務	主要財源である市税や国民健康保険料等の収入を確保するため、未納者に対し文書・電話・訪問による督促・催告や財産調査、差押、徴収緩和等の滞納整理を実施するとともに、市税の還付等の収納管理事務を行う。	徴収員に対し、ゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	健康推進課 収納課
4	健康保険事務	国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者へ制度等について広報紙等により広く周知するほか、国民健康保険特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査結果データ等の分析に基づき、本市の地域特性や被保険者の健康課題を把握し、効果的かつ効率的な保健事業を実施し、生活習慣病等の早期発見や重症化の予防に努めるとともに、医療費の適正化を図る。	窓口職員に対し、ゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	健康推進課 保険年金課
5	市民なやみごと相談	市民の生活全般と生活援護等の相談事業を行う。	心身の安全の確保、精神の安定に努め、自殺リスクの低下につなげる。また、相談員に対し、ゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	健康推進課 福祉総務課
6	母子・父子・女性相談	母子・父子・女性に関する生活全般と生活援護等の相談事業を行う。	心身の安全の確保、精神の安定に努め、自殺リスクの低下につなげる。相談員に対し、ゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	健康推進課 福祉総務課

No	事務事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	所管課
7	民生委員・児童委員等事業	民生委員・児童委員、主任児童委員の地域におけるつなぎ役等の活動支援を行う。	地域において相談を受けた内容に応じて、担当課や関係機関へつなげる。自治会の役員に対し、ゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	健康推進課 福祉総務課
8	一般介護予防事業	介護予防活動の普及啓発、住民主体の介護予防活動の育成・支援等を行う。	指導員となる市民に対し、ゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	健康推進課 高齢福祉課
9	戸籍関係事務	届出に基づく戸籍の登録及び申請証明書の発行を行う。	窓口業務を行いながら、来庁者の状況に応じて必要な部署につなぐ。また、窓口職員に対し、ゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	健康推進課 市民課
10	教育事業事務（スクールソーシャルワーカー）	教育分野における知識に加え、社会福祉士等の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、学校だけでは対応しきれない指導上の課題の組織的な解決を図る。	スクールソーシャルワーカーに対し、ゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	健康推進課 教育指導課

### 3 生きることの包括的な支援を実施・継続する（34施策）

No	事務事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	所管課
1	市民相談事業	問題や悩みを抱えている市民を対象とした、弁護士、司法書士、人権擁護委員等による相談事業を行う。	市民の悩み解決に向け、弁護士等の専門的知識を有する方との相談環境を提供していく。	秘書広報課

No	事務事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	所管課
2	各種相談事業	こころの保健室、女性弁護士による法律相談、消費生活相談を行う。	市民の悩み解決に向け、弁護士等の専門知識を有する方との相談環境を提供していく。	協働推進課
3	学童クラブ管理運営事業	共働き家庭等の小学1年生から6年生の児童を対象に、放課後に子どもを預かる。	児童や保護者の様子に応じて、担当課や専門機関につなぐ。また、業務に当たる職員にゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	子ども青少年課
4	一時預かり保育事業	就労・疾病等で乳幼児の保育ができない保護者に代わり、一時的に保育所等で子どもを預かり、児童の健全育成を図る。	子どもや保護者の様子に応じて、担当課や専門機関につなぐ。	
5	各種健康診査事業	特定健診等健康診査及び眼科・歯周病等検診を実施。	心身の健康状態を把握し、健康状態の維持・改善を促し、自殺リスクの低下につなげる。	健康推進課
6	がん検診事業	大腸がん、子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、前立腺がんの各種検診を実施する。	心身の健康状態を把握し、健康状態の維持・改善を促し、自殺リスクの低下につなげる。	
7	各種健康相談事業	健康上の悩み等の相談支援を行う。	相談内容に応じて、担当課や関係機関等との連携により、自殺リスクの低下につなげる。	
8	子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」運営事業	妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を実施し、出産・子育てに関する不安の軽減、妊産婦等の心身の健康の保持増進のため、各種事業を実施。子育て世代が安心して相談できる窓口であることを周知し、ストレスや悩みの軽減・解消を図る。	保護者のストレスや悩みを把握するとともに、負担軽減、生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関へつなぐ。	子ども子育て支援課

No	事務事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	所管課
9	乳幼児健康診査事業	乳幼児を対象に、疾病の早期発見・早期治療・療育に結びつけるとともに、保健・栄養相談等を行う健康相談を実施する（乳児健診、1歳6か月健診、3歳児健診、発達健診等）。	保護者のストレスや悩みを把握するとともに、負担軽減、生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関へつなぐ。	子ども子育て支援課
10	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師・看護師が訪問し、乳児及び母体の健康状態を確認し、必要なケアや支援につなぐ。	保護者のストレスや悩みを把握するとともに、負担軽減、生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関へつなぐ。	
11	親子グループ	親同士で育ち合う力をサポートするグループ支援を行う。	保護者のストレスや悩みを把握するとともに、負担軽減、生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関へつなぐ。	
12	ハイリスクな妊産婦等への支援	若年等の支援を要するハイリスクな妊産婦に対し、グループ活動を通じて、母親の育児の孤立感の軽減を図るよう、保健師、心理相談員、保育士等が支援を行う。	保護者のストレスや悩みを把握するとともに、負担軽減、生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関へつなぐ。	
13	産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して産後も安心して子育てができるように、心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を行う。	保護者のストレスや悩みを把握するとともに、負担軽減、生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関へつなぐ。	

No	事務事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	所管課
14	多胎児支援事業	多胎児を養育する家庭が抱える身体的・精神的負担や、外出の不自由等の多胎児家庭特有の困難に対して、移動に要した経費の一部助成や、家事育児サポーターを家庭に派遣し家事・育児支援を行う。	子どもや保護者の様子、相談内容に応じて、担当課や専門機関につなぐ。	子ども子育て支援課
15	子どもショートステイ事業	2歳から12歳(小学生)までを対象に、保護者の事故や入院、その他の緊急な事情により、児童をその家庭において養育することが困難な場合、保護者に代わって一時的に児童を預かる。	子どもや保護者の様子、相談内容に応じて、担当課や専門機関につなぐ。	
16	子ども家庭支援センター相談及び啓発等事業	18歳未満の子どもや子育て家庭のあらゆる相談に応じるほか、在宅サービス等の情報提供や調整、子育て事業等の実施を通し、関係機関と連携しながら子供と家庭に関する総合的な支援を行う。	子どもや保護者の様子、相談内容に応じて、担当課や専門機関につなぐ。	
17	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助をしたい方と育児の援助をしてほしい方が会員となり、子どもの一時預かりや学校の送迎等を行う、地域における育児の相互援助を実施する。	子どもや保護者の様子や変化に応じて、担当課や専門機関につなぐよう促す。	
18	女性・母子及び父子福祉資金貸付事業	ひとり親世帯及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を助けるため福祉資金の貸付を行う。	利用者及び相談者の様子や相談内容に応じて、担当課や専門機関につなぐとともに、経済的な安定を図ることで、自殺リスクの低下につなげる。	

No	事務事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	所管課
19	ひとり親家庭家事育児サポーター事業	義務教育終了前の児童を扶養しているひとり親家庭の方が、就業、傷病等の理由により、一時的に生活支援や子育て支援が必要な時に家事育児サポーターを派遣する。	利用者及び相談者の様子や相談内容に応じて、担当課や専門機関につなぐ。	子ども子育て支援課
20	障害者（児）に関する各種事業	相談事業、医療証交付事務、手帳交付事務、自立支援給付事務及び各種手当支給事務等の実施、各種福祉サービスの実施を行う。	利用者及び相談者の様子や相談内容に応じて、担当課や専門機関につなぐ。	障害福祉課
21	障害者相談事業	障害者の自立及び社会参加の促進を図ることを目的に、障害者を対象とした保健師による一般相談を行う。	利用者及び相談者の様子や相談内容に応じて、担当課や専門機関につなぐ。	
22	障害者虐待防止事業	障害者虐待等について相談、通報のあった障害者（児）、養護者及び障害福祉サービス事業所等を対象に、適切な防止策及び支援を図る。	障害者及び虐待者の精神的安定の確保、精神負担の軽減に努め、自殺リスクの低下を図る。	
23	生活支援ショートステイ	基本的な生活習慣が一時的に欠如した高齢者又は虐待を受けている高齢者に対して入所施設のベッドを確保し、要介護状態又は要支援状態への進行を予防するほか、高齢者の権利利益を擁護する。	利用者や家族の様子、相談内容に応じて、担当課や専門機関につなぐ。	高齢福祉課
24	生活支援ヘルパー	疾病等により、一時的に日常生活を営むのに支障がある高齢者に対して、ヘルパーを派遣する。	利用者の様子から必要に応じて担当課や専門機関につなげる。	
25	食事サービス	日常の買い物、炊事等が困難な一人暮らしの高齢者又は高齢者のみで構成されている世帯を対象に、昼食の配食サービスを実施する。	利用者の様子から必要に応じて担当課や専門機関につなげる。	

No	事務事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	所管課
26	友愛訪問	一人暮らしの高齢者又は高齢者のみで構成されている世帯の高齢者を対象に、友愛訪問員が主に高齢者の孤独感の解消を図るため家庭を訪問する。	利用者の様子から必要に応じて担当課や専門機関につなげる。	高齢福祉課
27	高齢者向け各種事業	65歳以上の方の養護老人ホーム入所措置、日常生活用具給付等各種事業を実施する。適切な制度の利用を促すことで、高齢者の生活支援や家族介護者の負担軽減等を目指す。	利用者の様子から必要に応じて担当課や専門機関につなげる。	
28	高齢者見守り相談室事業	都宮村山団地に居住する一人暮らし等の高齢者の生活を把握し、必要に応じて地域からの孤立を防止し、緊急時の対応、相談に応じた支援等を行う。	利用者の様子から必要に応じて担当課や専門機関につなげる。	
29	介護支援ボランティア事業	高齢者がボランティア活動を通じて社会参加、地域貢献を行うとともに、自身の介護予防を図る。	利用者の様子から必要に応じて担当課や専門機関につなげる。	
30	介護者交流会	地域包括支援センターにおいて、介護者同士が介護にまつわる悩みや問題について自由に話し相談できる介護者交流会を実施する。	心身の健康状態を把握し、健康状態の維持・改善を促し、自殺リスクの低下につなげる。また、必要に応じて担当課や専門機関につなぐ。	
31	生活保護法に基づく扶助事業等	生活保護法に基づく生活扶助等の支給事業。受給者の生活状況を把握し、必要に応じて担当課や専門機関につなぐ。	費用貸付時の面談や相談員による面談の際に、生活状況を把握し、必要に応じて担当課や専門機関につなぐ。	生活福祉課
32	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、相談支援を実施する。	相談者の様子に応じて、担当課や専門機関につなぐ。	福祉総務課

No	事務事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	所管課
33	住居確保給付金の支給	離職等により住居を失った（失うおそれがある）方で、就労意欲のある方に3か月を限度（一定条件により延長可）として住居確保給付金を支給する。	費用貸付時の面談や相談員による面談の際に、対象者の生活状況を把握し、必要に応じて担当課や専門機関につなぐ。	福祉総務課 生活福祉課
34	労働相談等事業	労働相談、ハローワーク等と共催の労働講座、就職面接会等を実施する。	相談を受ける中で、必要に応じて担当課や関係機関につなぐ。様子が見えなくなる方には啓発用リーフレット等を手渡し、相談窓口を伝える。	産業観光課 福祉総務課 生活福祉課
<b>4. さまざまな機会を利用して自殺対策への理解を深める。（6施策）</b>				
No	事務事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	所管課
1	市民向け講演会の実施	市民、教育関係者に対して、こころの健康や自殺対策及び身近にいる者のこころの異変に気付くことの重要性について普及啓発を図る。	自殺対策の普及啓発を図る。	健康推進課
2	在宅医療・介護連携推進事業	地域包括ケアシステム構築のため、医療・介護関係者の連携を推進する。	会議等の場で自殺対策と地域づくりとの関連性について言及し、関係者の理解促進と意識の醸成を図ることで、自殺対策の連携強化につなげる。	高齢福祉課
3	介護サービス連絡会	介護保険サービスの質の向上や情報交換を図るため、介護サービス事業所に対し研修や連絡会等を開催する。		
4	SOS の出し方に関する教育	管内の全公立小中学校で年1回長期休暇前にSOSの出し方に関する教育を実施する。	周囲にSOSを出せるよう、相談先について周知し児童生徒の自殺の抑制を図る。	教育指導課

No	事務事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	所管課
5	学校における教育相談体制の充実	いじめ等の様々な悩みや問題を抱えた児童・生徒への相談体制を整備する。	校内教職員、スクールカウンセラー、教育相談室等の関係機関と連携し、支援の充実を図る。	教育指導課
6	男女平等参画と人権の意識づくり	市民の男女平等と人権尊重の意識啓発を促すための講座や企画を関係機関や市民団体と連携しながら実施していく。	人権尊重の意識啓発を促す講座の中に自殺問題やその対策の視点を加えることで自殺対策の推進を図る。	秘書広報課 協働推進課

## 4 自殺対策の推進体制等

### (1) 推進体制

行動マニュアルを推進するに当たっては、本市が主体となり市民・事業者・市の連携・協働が不可欠です。

そこで、「市民活動団体と協働に関する指針」に基づき、地域においてそれぞれが積極的に役割を果たし、地域社会全体が共に連携・協働の視点で取組を行っていくことが求められます。

### (2) 行動マニュアルの進行管理

行動マニュアルを実効性あるものとして推進するため、所管課による施策・事業の自己評価の後、健康推進課が主体となり、自殺対策推進協議会にて点検及び評価を行います。

また、新たな問題・課題への対応を図るため、必要に応じて施策・事業の見直しを行います。